

設置者・管理者の皆様へ

貯水槽水道の管理について

～安全で衛生的な飲料水の確保のために～



目次

- ① 貯水槽水道の管理責任
- ② 貯水槽水道の種類と管理の基準
- ③ 貯水槽水道の管理（日常的管理編）
- ④ 貯水槽水道の管理（定期的な管理編）
- ⑤ 施設の種類ごとの管理



あなたのビルやマンションの飲み水は、安全ですか？
蛇口をひねれば出てくる水道の水、その管理については、
すべて市の責任だと考えがちです。

けれども、貯水槽を設置した建物の場合、貯水槽に入る直前までの水道水は水道局で管理しますが、貯水槽に入ってから先は、貯水槽水道の設置者（又は管理者）が管理しなければなりません。この管理が十分に行われていないと、蛇口から出る水の異常に繋がることもあります。

このリーフレットは、貯水槽水道を管理するうえで必要な知識について、わかりやすくまとめています。安全で衛生的な飲料水の確保のため、貯水槽水道の維持管理にお役立ていただければ幸いです。

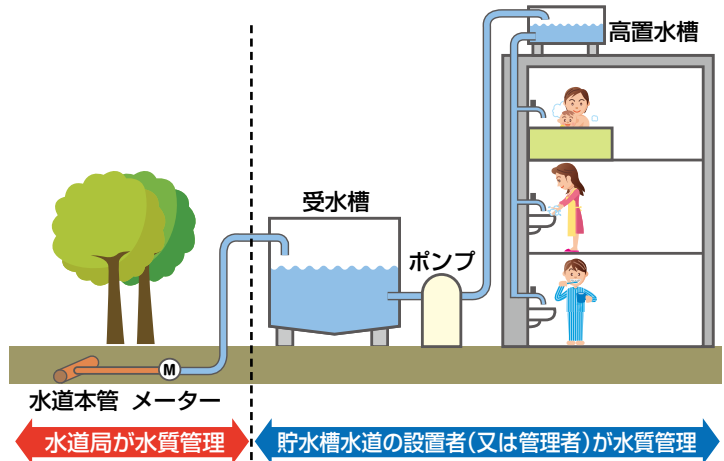


郡山市保健所

① 貯水槽水道の管理責任

一般的にビルやマンションの飲料水は、水道水をいったん受水槽というタンクに貯め、これをポンプで高置水槽に押し上げるか、加圧ポンプや圧力タンクで圧送して給水する方式が用いられています。

この場合、受水槽に入るまでの水道水は、市の水道局で管理しますが、受水槽から先の給水管理は、貯水槽水道の設置者(又は管理者)が管理しなければなりません。



- 貯水槽
- 受水層: 水道水を最初に受ける水槽で、地上又は地下室等にありまます。
 - 高置水槽: 給水するための水圧を得るために設ける水槽で、建物の屋上、塔屋の上や中などにありまます。

② 貯水槽水道の種類と管理の基準

貯水槽水道は、受水槽の有効容量によって次の3つに区分されます。

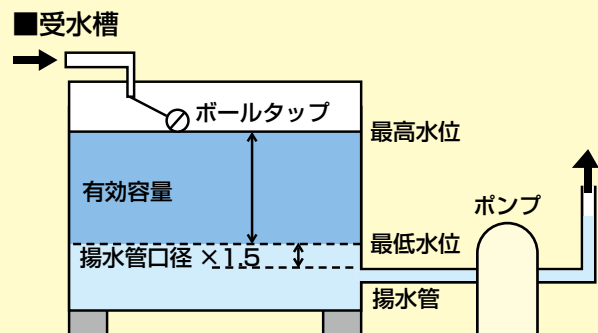
そのうち、簡易専用水道と準簡易専用水道は、それぞれ法律や条例で定期的な管理が義務付けられています。

受水槽の有効容量	種類	根拠法令	管理基準	
			貯水槽の掃除	検査
10m ³ を超える	簡易専用水道	水道法	毎年1回以上定期的に	登録検査機関による検査
5m ³ を超え10m ³ 以下	準簡易専用水道	郡山市給水施設等条例	毎年1回以上定期的に	水質検査(9項目)
5m ³ 以下	上記以外の小規模貯水槽水道	郡山市水道事業給水条例	準簡易専用水道の管理基準に準じた管理に努めること。	



受水槽の有効容量とは？

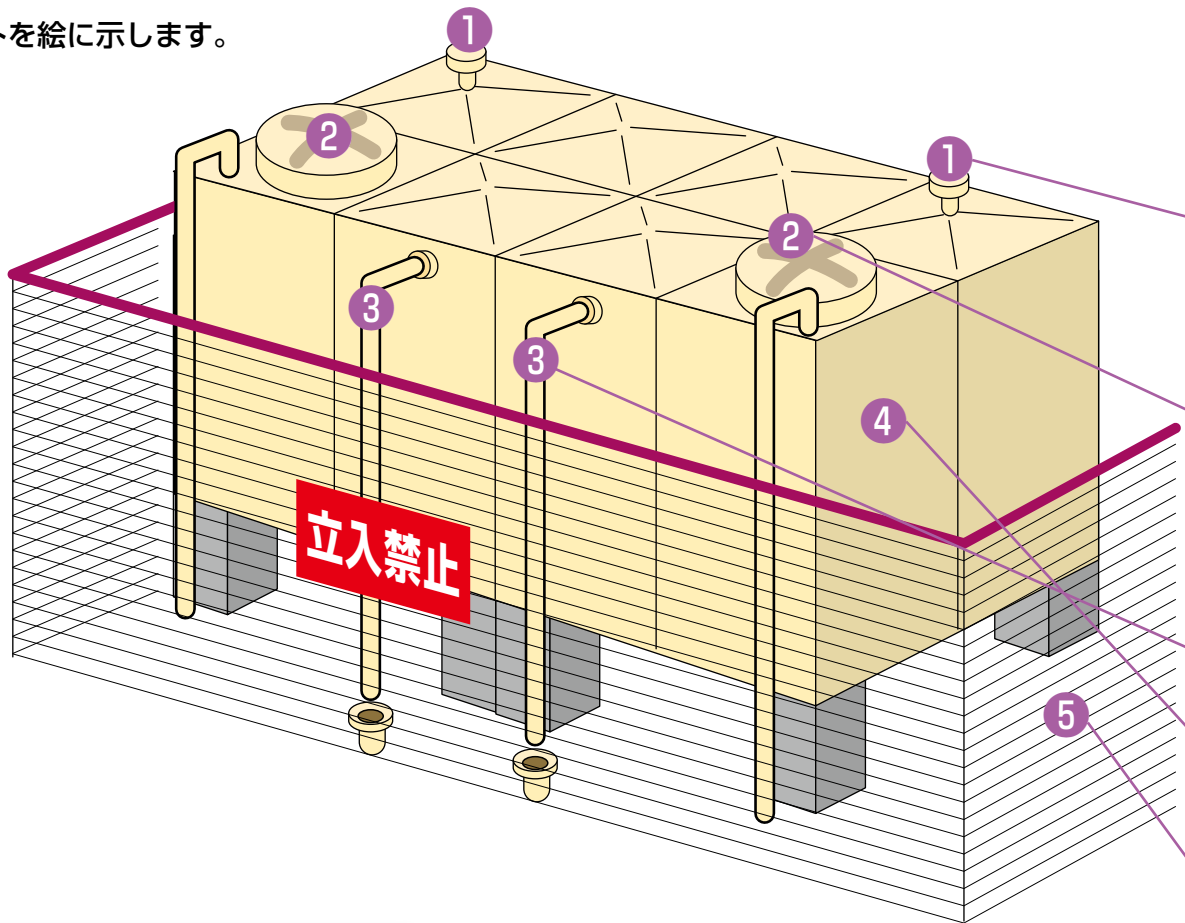
「受水槽の有効容量」とは、受水槽において適正に利用可能な容量のことで、最高水位と最低水位との間に貯留される水量(図の濃い青色の範囲)をいいます。



③ 貯水槽水道の管理【日常の管理編】

受水槽や高置水槽の点検～壊れたり、汚れていませんか？

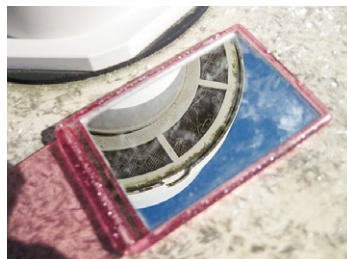
点検ポイントを絵に示します。



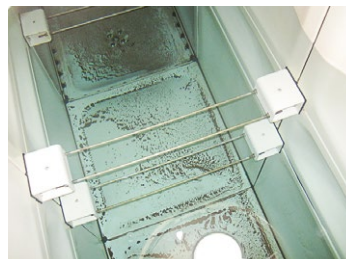
改善を要する施設の例



貯水槽上部が木の枝で覆われている



通気管の防虫網が破損している



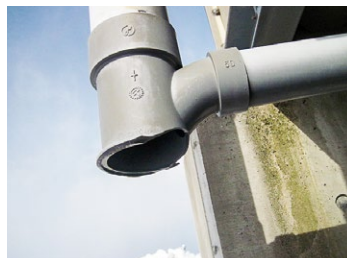
槽内底部に堆積物がある



塗装が劣化し槽内に光が透過している



貯水槽周辺が物置化している



オーバーフロー管の先端が破損し防虫網がない



槽内のボルトが錆びついている



貯水槽底部から漏水している



主な管理項目

① 通気管

槽内の圧力が一定となるよう、槽上部に通気管を設けます。異物や雨水等が侵入しないよう、ガタつきや破損がないか確認しましょう。また、虫等が槽内に侵入しないよう防虫網を設置し、破れがないかどうか確認しましょう。

② マンホール

槽内部の点検や清掃を容易にかつ安全に行うことができる位置に、マンホールを設置します。異物や雨水等が入らないよう、パッキンが傷んでいないか確認しましょう。また、部外者が槽内に侵入できないよう施錠しましょう。

③ オーバーフロー管

ボールタップ等が機能しない場合に、水の逃げ道になる管です。オーバーフロー管や水抜き管の先端は、排水受け等から、管径の2倍以上の長さの空間を設けるようにします(排水口空間)。また、虫等が侵入しないよう防虫網を設置し、破れがないか確認しましょう。

④ 水槽本体

外部からの汚染を受けないよう、隙間、亀裂、水漏れがないか確認しましょう。また、塗装が劣化している場合は、再塗装しましょう。

⑤ 水槽周辺

①～④について点検を行えるように、貯水槽の周囲6面は常に十分な点検スペースを確保しましょう。また、部外者が侵入しないよう、フェンス等を設け施錠しましょう。

飲み水の点検

毎日、蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味その他の状態を点検して、異常があれば、必要に応じて給水を停止し、水質検査を行いましょう。

点検の方法としては、無色透明なガラスコップに水を採り、目で見て、臭いを嗅いで、口に含んで、異物がないかを確認します。



④ 貯水槽水道の管理【定期的な管理編】

貯水槽の掃除 ～すべての貯水槽水道に共通する大切な管理～

貯水槽の大小にかかわらず、すべての貯水槽水道に共通する大切な管理の1つです。

1年間も貯水槽を使用していると、貯水槽の内壁に水垢が付着したり、水槽の底面に錆などの沈澱物が溜まったりしますが、これらをそのまま放置しておくと、蛇口から出る水の異常に繋がります。

また、普段は水を貯留しているため、貯水槽の内部に亀裂や腐食などの異変があったとしても、その発見はどうしても遅れがちになります。

毎年1回以上定期的に行う貯水槽の掃除は、内部の水垢や沈澱物を除去するとともに、水槽内部を点検するよい機会でもあります。



貯水槽の清掃は毎年1回以上定期的に行いましょう。

貯水槽の清掃は、専門の知識と技術を持つ貯水槽清掃業者に依頼しましょう。
建築物衛生法に基づく県知事登録業者の他、電話帳やインターネットでも調べることができます。

地下式受水槽の設置者への皆様へ

貯水槽が地中に埋設されている地下式受水槽は、昭和50年ごろまではよく見られました。しかし、現在は地下式受水槽の新設は認められていません。

地下式受水槽は、漏水や亀裂を点検するためのスペースがなく、汚染の発見がしにくいいため、早期に地上式の受水槽にすることが望まれます。

⑤ 施設の種類ごとの管理

簡易専用水道 ～登録検査機関による検査～

受水槽の有効容量の合計が10m³を超える簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に、登録検査機関による検査を受けなければなりません。

福島県を検査区域としている検査機関は、次のとおりです。(令和5年10月1日現在)

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| ① (一社)埼玉県環境検査研究協会 048-649-1151 | ⑨ (株)新環境分析センター 024-959-1771 |
| ② (公財)福島県保健衛生協会 024-546-0391 | ⑩ (株)江東微生物研究所 03-3672-9171 |
| ③ (一財)新潟県環境衛生研究所 0256-93-4509 | ⑪ (株)大東環境科学 019-698-2671 |
| ④ (一財)茨城県薬剤師会検査センター 029-306-9086 | ⑫ 日本メンテナンスエンジニアリング(株) 024-597-7498 |
| ⑤ (一財)宮城県公衆衛生協会 022-771-4722 | ⑬ (公財)宮城県公害衛生検査センター 022-391-1133 |
| ⑥ (一社)新潟県環境衛生中央研究所 0258-46-7151 | ⑭ (株)EYS 0197-24-4244 |
| ⑦ 平成理研(株) 028-660-1700 | ⑮ (一財)青森県薬剤師会 食と水の検査センター 017-762-3620 |
| ⑧ (株)那須環境技術センター 0287-63-0233 | |

準簡易専用水道 ～水質検査(9項目)～

受水槽の有効容量の合計が5m³を超え10m³以下である準簡易専用水道の設置者は、次の水質検査項目について、毎年1回以上定期的に水質検査を実施しなければなりません。

- 水質検査項目 ① 一般細菌 ② 大腸菌 ③ 塩化物イオン ④ 有機物【全有機炭素(TOC)の量】
⑤ pH値 ⑥ 味 ⑦ 臭気 ⑧ 色度 ⑨ 濁度

簡易専用水道や準簡易専用水道は、検査実施後、保健所へ結果報告をお願いします！

付録 飲み水の異常の主な原因

異常の種類	考えられる主な原因	
色	赤	配管や貯水槽での錆の発生
	白	①配管からの亜鉛の溶出 ②気泡の混入(時間とともに透明になる)
	緑	貯水槽での藻の発生
	青	給湯管や湯沸器からの銅の溶出
濁り	貯水槽の汚れや汚水の混入	
臭い	汚染物質(汚水、油、薬剤等)の混入	
味	鉄錆、異物による汚染	

貯水槽水道についてのお問い合わせ・ご相談は

郡山市保健所生活衛生課
環境衛生係
TEL:024-924-2157

または

郡山市上下水道局
お客様サービス課
TEL:024-932-7666

このリーフレットの内容についての問い合わせ先

郡山市保健所生活衛生課環境衛生係

〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号
TEL:024-924-2157 FAX:024-934-2860
E-mail: seikatsueisei@city.koriyama.lg.jp